

第16回原子力委員会
資料第2号
番号
年月日

(案)

文部科学大臣 殿

原子力委員会委員長

武藏工業大学原子力研究所の原子炉設置変更（使用済燃料の処分の方法の変更）について（答申）

平成17年2月21日付け16校文科科第135号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

武藏工業大学原子力研究所の原子炉設置変更（使用済燃料の処分の方法の変更）について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）
第24条第1項第1号（平和利用）

本申請については、

- ・原子炉の使用の目的（研究用）を変更するものではないこと
- ・原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下、「日米原子力協定」という。）に基づいて米国に移転される当該使用済燃料の利用は、日米原子力協定に基づき米国において平和的目的に限つて行われること

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする文部科学大臣の判断は妥当である。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本申請については、

- ・研究用原子炉の解体に伴い、使用済燃料を日米原子力協定に基づいて米国に移転するものであり、「学術研究や基礎・基盤研究、医療、人材養成等に大きな役割を果たしてきた研究用原子炉については、これらの分野における今後の役割を見定めながら、その在り方について検討を行うとともに、その使用済燃料の取扱いについては、高濃縮度のウラン燃料の米国への期限内の返還を含め早急に検討を行うことが必要である。」とする我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画の方針に沿ったものであること

から、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められるとする文部科学大臣の判断は妥当である。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る）

本申請に係る変更は工事を伴わないので、工事に要する資金及び調達計画は必要としない。このことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎については問題ないと認められるとする文部科学大臣の判断は妥当である。